

令和3年10月相良村農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年10月11日(月) 午前9時開会

2. 開催場所 役場2階会議室

3. 出席委員(9人)

会長(10番) ~~渡邊~~和夫

職務代理者(3番) 富永 得治

(1番) 西田 義和

(2番) 永田 熊信

(4番) 高岡 重盛

(5番) 宮原 清人

(6番) 川邊 美津子

(7番) 平川 真由美

(8番) 内元 幸一郎

(9番) 岩坂 博行

地区推進委員

信國 敏彦

尾方 豊和

岩崎 盛光

伊東 明継

中竹 宏一

~~杉本~~和博

4. 欠席委員：農業委員(1人) 最適化推進委員(1人)

5. 議事日程

日程第1 議案第33号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

日程第2 議案第34号 非農地証明交付申請の承認について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 平田 智博

7. 会議の概要

開会：午前9時00分

職務代理人	<p>1 開会・議長挨拶</p> <p>おはようございます。</p> <p>本日は会長が欠席のため、相良村農業委員会会議規則第16条の規定により、職務代理者が議長として議事を進行させていただきます。また、10番委員と柳瀬地区推進委員が欠席ですが、相良村農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立します。</p> <p>只今から、令和3年10月相良村農業委員会総会を開会します。</p>
議長	<p>2 議事録署名委員の指名について</p> <p>議事録署名委員は、2番委員、4番委員の2名を指名します。よろしくをお願いします。</p> <p>これより、議題に沿って会議を進めます。議案が2議案で、案件は9件です。</p>
議長	<p>3 議 事</p> <p>議案第33号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について</p> <p>はじめに、議案第33号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権設定）の承認について審議します。1番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第33号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画利用権設定の承認について、ご説明いたします。番号1、大字川辺字朝の迫、地目は畑が1筆、面積は548㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は1筆で3,000円、10aあたりに換算すると5,474円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について川辺地区推進委員に報告をお願いします。</p>
川辺地区推進委員	<p>9月30日に10番員と確認してきました。議案内容に間違いございません。以上です。</p>

議長	<p>ただいま、事務局からの説明と川辺地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に2番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2、大字川辺字下原、地目は畑が2筆、合計面積は6,489㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は2筆で20,000円、10aあたりに換算すると3,082円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について川辺地区推進委員に報告をお願いします。</p>
川辺地区推進委員	<p>この件についても9月30日に10番委員と確認してきました。持ち主の方から受け手の方に借りていただきたいと言ってくられたので、ここに記載のとおり間違いありません。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と川辺地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に、所有権移転について審議いたします。1番について事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>続きまして、所有権移転についてご説明いたします。番号 1、大字深水字荷把枝迫、地目は畑が 2 筆、合計面積は 8,291 m²です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりで、売買価格は 1,243,650 円、10 a 当たりに換算すると 150,000 円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について 6 番委員に報告をお願いします。</p>
6 番委員	<p>10 月になってから譲渡人に確認しまして、記載されているとおり間違いありませんとのことでした。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と 6 番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p>
深水地区推進委員	<p>利水事業で造成されたところですね。前から売りたいとのことでしたが、買われる人がいなかったようです。作付けもされてない時がありましたので、売買が可能ならよろしいんじゃないでしょうか。</p>
事務局	<p>売買については、九州農政局川辺川農業水利事業所に確認しております。償還は令和 5 年からですが、どちらが償還するのかを明確にし、川辺川総合土地改良区に登録すればいいとのことであります。</p>
深水地区推進委員	<p>償還はどちらがされるのでしょうか。</p>
事務局	<p>譲渡人です。</p>
深水地区推進委員	<p>この価格で納得されるのでしょうか。</p>
事務局	<p>償還額を確認されてから、申請された方がいいと何度もお伝えしましたが、譲渡人が納得された上での申請です。</p>
川辺地区推進委員	<p>最近、概算額の通知がきておりますので、もう一度ご本人さんに確認してみてもどうでしょうか。</p>
4 番委員	<p>そうですね。もう一度確認してみてください。</p>
議長	<p>それでは、もう一度ご本人さんに確認していただくということですよ</p>

	<p>ろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は保留といたします。次に2番と3番については、所有権の移転を受ける者が同一につき一括して審議いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2、大字川辺字別府原、地目は田が1筆、面積は2,866㎡です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりで、売買価格は1,000,000円、10aあたりに換算すると348,919円です。番号3、大字柳瀬字吉ノ尾、地目は畑が1筆、田が1筆、合計面積は3,963㎡です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりで、売買価格は1,189,000円、10aあたりに換算すると田が400,000円、畑が200,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について2番を6番委員、3番を3番委員に報告をお願いします。</p>
6番委員	<p>9月24日に公社買取に立会いました。詳細な説明もあり、承諾もされております。以上です。</p>
3番委員	<p>3番についても9月24日に立会いました。内容等の説明も受け、こちらも承諾されております。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と6番委員及び3番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p>

	<p>議案第 34 号 非農地証明交付申請の承認について</p>
議長	<p>次に、議案第 34 号非農地証明交付申請の承認について審議します。1 番から 4 番については、関連性がありますので一括して審議いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 34 号非農地証明交付申請の承認について、ご説明いたします。番号 1、大字深水字大曲、地目は田で 2 筆、合計面積は 525 m²、番号 2、大字深水字大曲、地目は田で 3 筆、合計面積は 954 m²、番号 3、大字深水字大曲、地目は田で 10 筆、合計面積は 3,854 m²、番号 4、大字柳瀬字大曲、地目は田で 2 筆、合計面積は 1,870 m²です。この案件は 10 月 1 日に 6 番委員と現地確認しております。令和 2 年 7 月 4 日の豪雨災害で被災した箇所になります。川の増水や山からの土砂流入がある度に復旧されてきましたが、今回の被害を受け、今後も引き続き農地として継続して利用していくことは困難だと感じられ申請されました。なお、写真ではわかりにくいのですが、大量の土砂が堆積しており、畦畔や水路も区別がつかない状態となっております。</p>
議長	<p>引き続き、本件について 6 番委員に報告をお願いします。</p>
6 番委員	<p>10 月 1 日に事務局と現地を確認しております。ただいまの事務局の説明のとおり間違いありません。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と 6 番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
議長	<p>これをもちまして、本日提案しました議案は全て終了しました。</p>

事務局	<p>その他</p> <p>(1) 次回の総会の開催日について 11月10日(水)、午前9時から</p> <p>4 閉会</p>
議長	<p>それでは、これで本日の総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。</p>

閉会：午前9時30分

会議の内容に相違なき事を認め、ここに署名する。

令和3年10月11日

相良村農業委員会

署名委員 2番 _____ ㊟

署名委員 4番 _____ ㊟